

# り災証明書の手続き及びり災届出書の届け出について

**「り災証明書」と「り災届出書」は、全く別の書類になります。**

## 書類の目的

「り災証明書」＝り災した事実を証明する書類で、消防が発行する書類です。

「り災証明申請書」の提出により発行されます。

火災保険金の請求、廃棄物の処分、見舞金の請求等で必要になります。

「り災届出書」＝消防職員による火災調査(損害額の算出)に必要になります。

**火災の原因と損害を明らかにすることで、今後の火災予防に活用されますので、届け出のご協力をお願いします。**

## 手続きの仕方

※ 各種、届出書、申請書はニライ消防本部ホームページからダウンロードができます。

### り災届出書



消防が「り災証明書」を発行するには、り災状況(火災による損害の程度等)が明らかになっている必要があります。

「り災証明書」の受け取りがスムーズになるように、**まずは「り災届出書」の届け出をお願いします。**

- 1 消防職員から、「り災届出書」を受け取る。
- 2 「り災届出書」の記入  
ご不明な点は、何度でもお問い合わせ下さい。
- 3 「り災届出書」の提出  
**7日以内の提出をお願いしております。**

問い合わせ及び届け出先は、**火災調査を行った消防署**をお願いします。

嘉手納消防署: 嘉手納町字屋良1220番地1F  
Tel: (098)956-1115

読谷消防署: 読谷村字波平920-1番地  
Tel: (098)958-2119

北谷消防署: 北谷町字桑江473-1  
Tel: (098)936-3721

### り災証明書



- 1 「り災届出書」の届け出が済んでいることを確認
- 2 「り災証明申請書」と「証明手数料免除申請書(手数料が免除されます)」を**予防課**に提出する。

※1 申請は、代理人でも可能です。

※2 申請者の身分証明書(免許証等)を確認させていただきます。

※3 「り災届出書」の届け出が済んでいる場合は、申請から7日以内が発行の目安となります(火災の規模により遅れることもあります)。

※4 「り災証明書」発行の必要がない方は、申請は不要です。

問い合わせ及び申請先は、**予防課**になります。  
ニライ消防本部 予防課:  
嘉手納町字屋良1220番地2F

※ 規模の大きな住宅火災等は、予防課が火災調査を行います。